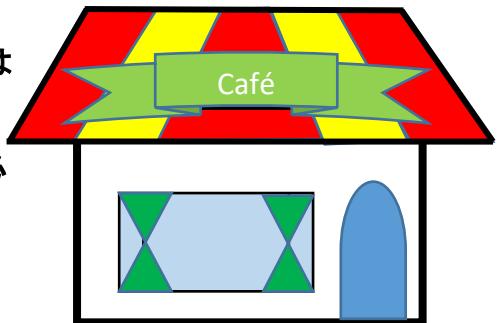


～賃借人（テナント）が施工した設備は償却資産の申告対象です～
建物一体となっている設備であっても、固定資産税（家屋）には含まれません。

賃貸ビルや貸店舗などを借り受けて事業をされている人（または法人）（＝テナント）が、自らの事業を営むために、内装・電気・ガス・その他の設備を取り付けている場合、それらの資産については、取り付けたテナント側から償却資産の申告をしていただく必要があります。（地方税法第343条第10項 家屋の附帯設備）



Q. 儻却資産とはどんなもの？

A. 個人または法人で製造販売や小売業・農業・アパート経営など事業（一定の目的のために一定の行為を継続し、反復して行うこと）を営んでいる人が所有し、その事業のために用いることができる構築物（特定附帯設備を含む）や機械設備・運搬具・器具備品などの事業用の資産で土地及び家屋以外のものをいいます。

Q. 必ず申告しなければならない？

A. はい。申告対象となる資産をお持ちの人は、申告をお願いします。
事業を営んでいる人は、毎年1月1日現在の資産所有状況を資産が所在する市町村へ1月末日までに申告していただくことになります（地方税法第383条 儻却資産の申告）。
該当する資産がない、または資産状況に変更がない場合でも、毎年申告してください。

Q. 申告対象となる所有資産は何を見たら分かる？

A. 個人の場合は、所得税の申告における減価償却費計算書や固定資産を管理している帳簿など。（法人の場合は、固定資産台帳、法人税申告書の別表16(2)、減価償却費明細書など。）そこで資産計上されているもののうち、申告の対象とならない資産以外はすべて償却資産に該当します。（裏面参照）

1. 木造家屋 または	外壁、内壁、天井、造作、床、建具 など
2. 非木造家屋	外周壁・間仕切骨組、外部・内部・床・天井・屋根仕上、建具 など
3. 建築設備	電気・ガス・給排水・衛生・空調・火災・運搬設備、その他特殊設備

※建物附属設備には、償却資産に該当するものと、家屋評価に含まれるものとがあります。別紙の表を参考に償却資産に該当するものを申告してください。

Q. 問い合わせ先

尾道市資産税課家屋係（償却資産担当）
TEL: 0848-38-9164

裏面も参考にしてください。

◎ 取得価額によっては、少額資産となり会計処理の方法で申告の対象外となるものもあります。

×…申告対象外 ○…申告対象

償却方法	取得価額			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①一時損金算入	×			
②3年一括償却	×	×		
③リース資産 (ファイナンス・リース)	×	×	○	○
④中小企業特例	○	○	○	
⑤個別減価償却 ※	○	○	○	○

※個人事業者については、平成10年4月1日以降開始事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

● 申告不要

地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税(償却資産)の申告の必要がないのは、上の表の①から③までの資産です。

- ① 10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条、又は所得税法施行令第138条の規定により、一時に損金算入する資産
- ② 20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項、又は所得税法施行令第139条第1項の規定により3年間で一括償却(均等償却)した資産
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項、又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満の資産

● 申告対象

④と⑤に記載する資産は、固定資産税(償却資産)の申告対象となります(ただし、③に該当する資産を除く。)。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業(事業者)特例を適用して損金算入した資産(法人税・所得税法上は損金算入できますが、固定資産税(償却資産)においては、適用されません。)
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

その他詳細は、申告の手引きをご覧ください。

～建物附属設備の家屋と償却資産の区分～

設備等の種類	設備等の分類	設備の内容	家屋と設備等の所有者関係			
			同じ場合		異なる場合(テナント)	
			家屋評価	償却資産	家屋評価	償却資産
建築工事	内装・造作 等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○	-	-	◎
電気設備	受変電設備	設備一式(キュービクル等)	-	◎	-	◎
	予備電源設備	発電・蓄電設備、無停電電源設備等	-	◎	-	◎
	中央監視設備	設備一式	-	◎	-	◎
	電灯コンセント設備	屋外設備一式	-	◎	-	◎
	照明器具設備	屋内設備一式	○	-	-	◎
	電力引込設備	引込工事	-	◎	-	◎
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備	-	◎	-	◎
		上記以外の設備	○	-	-	◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器	-	◎	-	◎
		配管・配線、端子盤等	○	-	-	◎
	LAN設備	設備一式	-	◎	-	◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	-	◎	-	◎
		配管・配線等	○	-	-	◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ	-	◎	-	◎
		配管・配線等	○	-	-	◎
	避雷・火災報知設備	設備一式	○	-	-	◎
	太陽光発電設備	屋根などの上に設置してあるもの	-	条件による	-	◎
		屋根材として一体となっているもの(太陽電池パネルのみ)	○	-	-	◎
給排水衛生設備	給排水設備 ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備	-	◎	-	◎
		屋内配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	-	-	◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)	-	◎	-	◎
		局所式(ユニットバス用・床暖房用等)・中央式給湯設備	○	-	-	◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、トイレ設備、ユニットバス、キッチンユニット等)	○	-	-	◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等	-	◎	-	◎
		消火栓設備、ドレンチャー設備、スプリンクラー設備等	○	-	-	◎
空調設備	空調・換気設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産または業務用設備	-	◎	-	◎
		上記以外の設備	○	-	-	◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア	-	◎	-	◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	-	-	◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	-	◎	-	◎
		上記以外の設備	○	-	-	◎
	その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、駐輪設備、ごみ処理設備、宅配等BOX自動販売機、カーテン・ブラインド等	-	◎	-	◎
外構工事	外構工事	工事一式(門、塀、舗装、庭園、側溝等)	-	◎	-	◎